

いまり秋祭り 2025 市営中央駐車場物産展 出店事業所等募集要項

いまり秋祭振興会

【開催概要】

■ 名 称

いまり秋祭り 2025 市営中央駐車場物産展

■ 会 場

市営中央駐車場（伊万里市伊万里町甲 462）



■ 開催日

令和 7 年 10 月 25 日（土）、26 日（日）

開催時間(予定)

- ・ テント設営 23 日（木） 17 時 00 分 ～ 24 日（金） 12 時 00 分
- ※電気工事 24 日（金） 13 時 00 分 ～（予定）
- ・ 搬入時間 25 日（土） 7 時 00 分まで
- （車両の乗り入れがない場合はこの限りではない）
- ・ 営業時間（最大） 11 時 00 分 ～ 21 時 00 分
- ・ 搬出時間 26 日（日） 21 時 30 分 ～ 翌 9 時 00 分まで

■ 問合せ先

〒848-0041

佐賀県伊万里市新天町 554 番地 5 伊万里市東駅ビル 2 階

いまり秋祭振興会事務局（市シティプロモーション推進課）

担 当：市丸

電 話：0955-20-9031 F A X：0955-20-9032

M a i l：kankou@city.imari.lg.jp

市営中央駐車場物産展 出店事業所等募集要項

1. 出店団体 市営中央駐車場物産展の出店事業所及び団体（以下、「事業所等」という。）に関して、公募により募集する。当該募集要項は、伊万里市公式ホームページで公表する。
2. 募集区画数 最大 8 区画（予定）
 ※1 事業所等あたり 1 区画までとする。
3. 出店料
 1 区画（3.6m×5.4m以内）あたり「10,000 円（2 日分）」とする。
 ※ 出店決定通知後、2 週間以内に指定する口座に振り込むこと。
 ※ 荒天等により物産展が中止となった場合は出店料を返還する。
 （自己都合で出店を取りやめる場合はこの限りでない。）
4. 配置場所
 事業所等を決定後、配置場所の抽選は行わず、事務局において、出店内容等を考慮し、配置場所を決定し、事業所等に通知する。
5. 出店内容（販売品目）
 - ① アルコール類の販売については、未開封（未開栓）での販売は原則禁止する。
 容器が必要な場合は、紙コップなどの可燃性容器を使用すること。
 ※ 期限付酒類小売業免許を取得している場合は、未開封（未開栓）での販売を可能とする。
 - ② 販売品目については事務局にて審査し、内容によっては出店を断る場合もある。
 - ③ 飲食物の販売等については、食品衛生法及び酒税法等の規定を遵守すること。
6. 設備、人員等について
 - ① テント、机、イス、冷蔵庫、水などの準備品については、事業所等で準備し撤去まで責任を持って行うこと。
 - ② 電源、会場の照明については事務局で準備する。
 - ③ 火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。
 （当日、管轄消防署より現地確認が行われる。）
 - ④ テント内での机等設備のレイアウトは自由であるが、来場者及び他の事業所等の迷惑にならないよう配慮すること。

- ⑤ 25 日（土）夜間は警備員の見回りがいないため、機材等は各自管理をし、貴重品は必ず持ち帰ること。

7. 募集方法

① 出店基準

- ・事業所等の所在地が伊万里市内の事業所等を優先する。それでも募集区画に空きがある場合は、佐賀県内、佐賀県外の順に事業所等を決定する。
- ・25 日、26 日 2 日間とも出店できる事業所等を対象とする。

《優先順位》 1 位 市内事業所等

2 位 県内事業所等

3 位 県外事業所等

② 募集期限 9 月 26 日（金）まで

③ 抽選会 応募多数の場合は、以下の日程で抽選会を実施します。抽選会の実施有無は、募集期間終了後に出店申込書に記載の連絡先にご連絡します。

抽選会日時：10 月 1 日（水） 13：00～

抽選会場所：市民ギャラリー（JR伊万里駅 2 階）

※抽選会へ参加されなかった場合は申込取り下げとなる。

8. 申込書等の提出

① 申込時の提出物

提出先：事務局（シティプロモーション推進課）

提出方法：持参もしくはメール（kankou@city.imari.lg.jp 宛）

提出期限：令和 7 年 9 月 26 日（金）

No	提出書類名	✓
01	出店申込書	
02	出店誓約書	
03	暴力団に関する誓約書	

② 出店決定後の提出物

提出先：事務局（シティプロモーション推進課）

提出方法：持参もしくはメール（kankou@city.imari.lg.jp 宛）

提出期限：令和 7 年 10 月 6 日（月）

No	提出書類名	✓
01	営業許可書（保健所）の写し	
02	営業開始届の写し （営業許可の有効期限内で、2回目以降営業する場合のみ該当）	
03	食品衛生責任者省の写し（またはそれに代わる資格証明書）	
04	食品賠償保険等の保険証書の写し	
05	出店料（10,000円）の支払い（振込口座は次のとおり）	

05 出店料（10,000円）の支払い

※お振込みの際、事業所等の名称が分かるように、振込者を入力すること。

※お支払期日までにお振込みがなかった場合は出店を取り消すことがある。

振込先 金融機関 西日本シティ銀行 伊万里支店 シヤ) イマリシカンコウキョウカイ 口座名義 一般社団法人 伊万里市観光協会 口座番号 普通 3042412

お支払い期日 令和7年10月6日（月）

9. ごみの処理及び出店箇所の清掃について

- ① 出店に際して発生したごみはすべて適切に処理したうえで、収集・撤去を各自の責任で行う。また、物産展開催中及び終了後は、各自出店場所や周辺の清掃をすること。
- ② 来場者用のゴミについては、市職員が飲食スペースに交代で常駐し、不燃物・可燃物等の分別をしたうえで、収集・撤去を行う。
- ③ 出店箇所に炭・油等を残したりせず、きれいに清掃すること。

10. 各種申請

食品等の販売等にかかる各種届出等は、各自が責任をもって行うこと。また、食品等の販売については、許可を受けた品目以外のものを販売しないこと。

11. 売上金額等の報告

物産展終了後、期間中の売上金額の合計を事務局へ報告すること。

12. 車両搬入出の際の注意事項

祭り当日は、下記の時間帯で交通規制となるため、会場内への車両の乗り入れは原則禁止する。車両を乗り入れての備品搬入が必要な場合は、交通規制の開始前に完了すること。

《市道本町バイパス交通規制時間帯》			
10月25日（土）	7時00分	～	23時00分
10月26日（日）	8時00分	～	23時00分

交通規制時間内での車両の搬入出が発見・通報された場合は、次年度以降の出店をお断りする場合がある。

※ 市営中央駐車場の出店者につきましては、26日（日）21時30分（搬出開始時間）以降に有効な通行許可書を送付（10月中旬頃）するので、車両内に外から見える位置に置き、事務局の指示に従って搬出すること。

なお、周辺の状況により搬出開始時間が繰り下がる場合がある。

※24日（金）は、地域発のイベント「秋祭り前夜祭」が開催されることから、浜町交差点付近を中心に多くの人の往来が見込まれるため、搬入などを行う際には注意すること。

13. 諸注意

- ① 物産展開催時間内で閉店せざるを得ない場合は、事務局へ報告すること。
- ② 物品の搬入及び搬出に際し、事故の発生防止に努めること。事務局は、事故防止のための措置を命じ、作業の制限または中止を求めることがある。
- ③ 出店に伴い発生する恐れがある騒音・臭気・振動・そのほかの危険に対しては、万全の対策を講じること。特に、物品の搬入及び搬出に際して、付近の企業等から苦情等がでないよう配慮すること。
- ④ 食品衛生には、十分な注意を払い、食中毒等衛生問題の発生が絶対にならないようにすること。
- ⑤ 販売品に対する苦情は当該出店者の責任において、誠意をもって取替・返金等の対応をすること。
- ⑥ 出店者の行為によって発生した事故等や、食中毒等食品衛生問題は、当該出店者の責任で処理すること。
- ⑦ 事務局は、天災等不可抗力により発生した事故等による損失に対して、その責任を負わない。
- ⑧ ビラ・パンフレット配布、ハンドマイク等の拡声器の使用、演説、署名運動・その他まつりの趣旨に反する行為は原則禁止する。ただし、ビラ・パンフレットについては、自区画内に置き、来場者が自由に取れるようにしてある場合は展示を許可

する。

- ⑨ 事務局の指示に従わない場合、または法令等に抵触する場合は出店を取り消すものとする。
- ⑩ 注意事項等が守れない場合は、次年度以降の出店をお断りする場合がある。
- ⑪ 24日（金）は、地域発のイベント「秋祭り前夜祭」が開催されることから、浜町交差点付近を中心に多くの人の往来が見込まれるため、物品の管理などは各自で必要な対策を行うこと。